

令和 3 年度

長野県地域防災計画修正（案）概要



令和 3 年 12 月 20 日（月） 長野県防災会議

# 【はじめに】 長野県地域防災計画について

災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、  
県の特殊性を加味しながら、県の防災に関わりの  
ある機関等の防災に関して処理すべき基本的な  
事項について定める計画

昭和38年3月22日作成、今回で56回目の修正

# 【はじめに】 長野県地域防災計画の構成

- ① 風水害対策編（401頁）
- ② 震災対策編（242頁）
- ③ 火山災害対策編（171頁）
- ④ 原子力災害対策編（19頁）
- ⑤ その他災害対策編（122頁）

（雪害/航空災害/道路災害/鉄道災害/危険物等災害/大規模な  
火事災害/林野火災）

# 修正項目

- 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
- その他 ～国の施策、流域治水など県の取組等を踏まえた修正～

<修正までの経過>

- ◆ 信州防災「逃げ遅れゼロ」宣言 R2.6.3
- ◆ 治水ONE\_NAGANO宣言 R3.5.14
- ◆ 災害対策基本法改正 R3.5.20施行



ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another

# ①避難勧告・避難指示の一本化等

災害対策基本法改正を  
踏まえた修正

## ○避難勧告・避難指示の一本化等

**避難勧告・指示が一本化**され、従来の勧告の段階から  
**避難指示**を行う等、避難情報のあり方の包括的な見直しを反映。

### 避難情報

**レベル4**：避難指示(緊急)、避難勧告 ⇒ **避難指示**

**レベル3**：避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ **高齢者等避難**

**レベル5**：災害発生情報 ⇒ **緊急安全確保**

# (参考) 新たな避難情報について

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	<p>きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p>これまでの避難情報等</p> <p><b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)</p>
<p>~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~</p>			
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	<p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>•避難指示(緊急) •避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p>	<p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>気象状況悪化</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典：内閣府・消防庁「新たな避難情報等に関するポスター」

「避難勧告」は廃止⇒警戒レベル4 「**避難指示**」で危険な場所から避難



## ②個別避難計画作成の努力義務化

災害対策基本法改正を  
踏まえた修正

○避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されたことを踏まえ、以下の内容を追加

- ① 関係部局、社会福祉協議会等の関係者と連携した計画作成
- ② 必要に応じた計画の更新、適切な情報管理
- ③ 地域の実情に応じた計画作成



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ  
(出典：内閣府資料「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」)

# (参考) 個別避難計画の様式例

様式3号

取扱注意

## 田町災害時避難行動要支援者個別避難計画

令和 年 月 日 作成・更新

自主防災会名					
避難行動 要支援者 区分等	要介護・身体障害・療育・その他				
	支援が必要な理由 (何をしてもらいたいですか)				
住 所	(地区名 )		電話 F A X		
フリガナ 氏 名	(男・女)		生年月日		
家族等緊急時の連絡先			家族の世帯人数	人	
氏名		続柄	住所		電話
氏名		続柄	住所		電話
避難支援者名 (安否確認及び情報伝達者等支援協力者名を自主防災会が記入して下さい)					
氏名		住所		電話	

ONE NAGANO 

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another



# ③広域避難に関する事項

災害対策基本法改正を  
踏まえた修正

- **災害が発生するおそれ段階**において、市町村長が居住者等を**他の市町村に避難（広域避難）**させるため、必要となる**市町村間の協議を可能とする規定等**が措置されたことから以下の内容を明記

- ①県または市町村が実施する 協議及び調整
- ②計画に基づく関係者間の役割分担による 広域避難の実施
- ③避難者への 情報提供



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ  
(出典：「広域避難に関するガイドライン」(内閣府))

## ④避難所の感染症対策

新型コロナウイルス感染症  
対策を踏まえた修正

- これまでの感染症対策を踏まえ、**避難所のレイアウトや動線等の確認、感染症が発生した場合の対応等、必要な措置を講じることを明記**
- ホテル・旅館等の活用を含めた可能な限り多くの避難所の開設**について明記

(参考)

令和3年8月、9月の大雨災害において、**茅野市、王滝村**の住民の避難先としてホテル・旅館等を活用



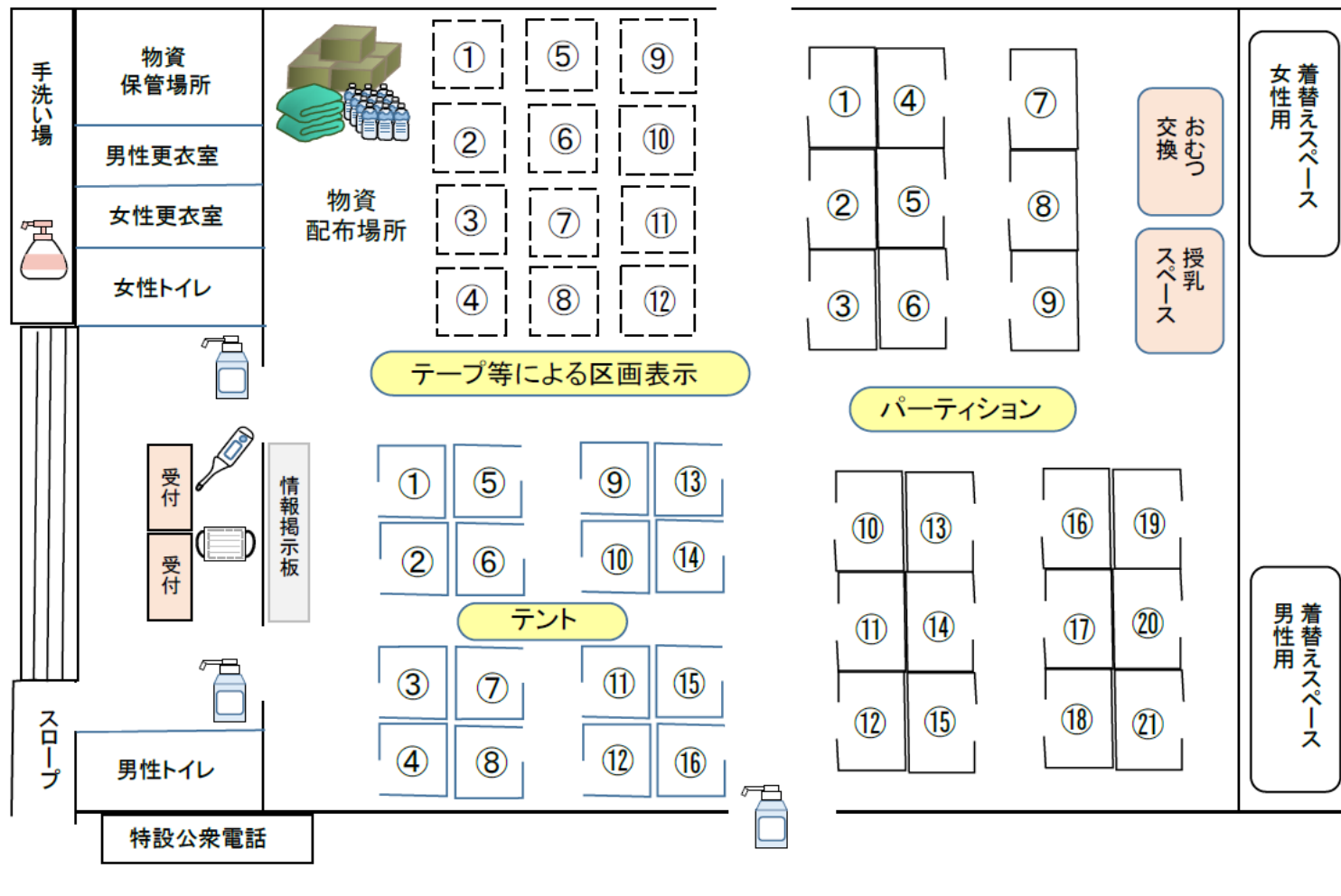
長野県総合防災訓練における避難所開設・設営訓練(駒ヶ根市)

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another

# (参考) 避難所レイアウト(パーティション等設置)



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整
- 家族間の距離を1m以上あける

出典：令和2年6月10日付け府政防第1262号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）等通知

## ⑤パーティション等の備蓄促進

新型コロナウイルス感染症  
対策を踏まえた修正

○これまでのマスクや消毒液に加え、**パーティション、段ボールベッド等の感染症対策に必要な物資の備蓄促進**。備蓄品の調達にあたっては、**要配慮者、女性、子供にも配慮することについて記載**

(参考)

・**県・市町村における備蓄量** (令和3年12月時点)

段ボールベッド、簡易ベッド	約14,700個(令和3年8月時点)
パーティション、間仕切り	約25,000個
マスク	約178万枚
消毒液	約8,100個

・**県は東日本段ボール工業組合と『災害時における段ボール製品の調達に関する協定』を締結(令和2年6月)**



長野県松本平広域公園内防災倉庫(松本市)

## ⑥新型コロナの自宅療養者等の避難の確保

新型コロナウイルス感染症  
対策を踏まえた修正

- 被災地における感染症対策と、自宅療養者等の避難の確保に向け、  
平常時からの情報提供や自宅療養者等の避難先の確保など、具体的な  
対応等について明記

- ①保健所から自宅療養者へ災害時の対応等の情報を提供(避難案内チラシ)
- ②平常時から県と市町村が自宅療養者等の情報を共有
- ③県・市町村による危険エリアへの居住確認
- ④市町村による避難先の確保、県による宿泊療養施設での受入調整

# (参考) 自宅療養者等(新型コロナウイルス感染症)の避難の主な流れ

(1) 自宅療養者等へ療養開始時に**避難案内チラシ**を配布



(2) 感染防止のため、**自宅療養者等の情報を市町村と共有**

(3) 災害時の避難(※)

① 市町村の指定(指示)した避難場所へ避難

② 事前調整が整った場合は宿泊療養施設へ入所



(4) ①へ避難後、必要に応じ宿泊療養施設への移送を調整

※ 屋内安全確保も選択肢であることをチラシに明示



## ⑦その他 ～最近の国の施策、県の実組等を踏まえた修正～

○ 災害ボランティアセンターの必要な経費に対する

災害救助法による支援

○ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

⇒ **国の施策を踏まえた修正**



令和元年東日本台風災害時のボランティア活動(長野市内)  
提供：社会福祉法人長野県社会福祉協議会

○ 文化財の被災対策の明確化、流域治水に係る対策

⇒ **県の実組を反映**